

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、令和3年1月19日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

平成31年3月以降、令和2年12月末までの期間における〇〇町〇〇における〇〇団体〇〇（運営はNP〇〇〇）の汚水排水問題について、〇〇町、〇〇等の利害関係者を交えて対策を話し合った協議会の議論の内容、結果等を記した行政文書（附属資料類を含む、平成31年2月27日の協議会までの行政文書は、県動物愛護センターから開示済み。その後の経過を確認することが目的。同様の請求は東部環境事務所福山支所にも行います）〇〇町の2020年12月議会では、あたかも問題が解決済みであるかのような町長答弁が行われているため、協議会でどのような解決が図られたかを確認する）

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年1月26日付けで審査請求人に通知した。

#### (1) 対象文書

ア 令和元年5月10日及び同年7月17日に行った実施機関、特定非営利活動法人〇〇（以下「本件法人」という。）及び関係事業者等による協議会（以下「本件協議会」という。）の結果をまとめた復命書（以下「本件復命書」という。）

イ 本件協議会の協議資料（以下「本件協議会資料」といい、本件復命書及び本件協議会資料を総称して以下「本件対象文書」という。）

(2) 不開示理由

条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当

### 3 審査請求

審査請求人は、令和3年4月16日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

保護すべき個人情報等を除き、原則として全部開示すべきである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示とされた部分の理由がここに示されておらず、不開示とした理由、基準があやふやで恣意的である。
- (2) 保護すべき個人情報等を除き、原則として全部開示すべきである。
- (3) 会議は住民代表を交えて開催されており、行政事務の遂行上、非公開にせざるを得ない情報ではない（むしろ水質汚染等の監視など公益上も公開することが望ましい情報である。）。
- (4) 対象地は事業者が借りている町有地であり、公益性を重視して利用することが求められている。
- (5) 事業者の競争上の不利益がどのようなものかを示されていない。
- (6) 条例第10条第7号にいう人の生命、健康、生活等を保護するために公にすることが認められてしかるべき情報である。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 本件対象文書の位置付けについて

### (1) 本件復命書について

本件協議会の結果を実施機関の職員が復命として報告したもの

### (2) 本件協議会資料について

本件協議会において関係事業者から提供されたもの

## 2 不開示部分の理由について

### (1) 本件復命書について

ア 会議の出席者（公務員等を除く。）の氏名及び役職が記載されている部分について

特定の個人が識別されるものであり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示としている。

イ 協議の内容の一部について

(ア) 本件法人の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人の権利等、正当な利益を害することがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。また、公にすることにより、県の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

(イ) 概要には、本件の経緯及び進捗が含まれており、本件法人の事業活動に関する情報に該当し、当該情報を公にすると、本件法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(ウ) その他の会議の内容には、本件の詳細、それに対する本件法人及び関係事業者の意見、対策の具体的な進捗状況、本件関連以外の本件法人の施設の管理方法や収容状況といった具体的な運営状況も記載されている。これらは、いずれも本件法人が対外的に公にしておらず、また、公にすべき性質のものでもないことから、当該情報を公にする

と、本件法人及び関係事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

- (エ) 過去に実施機関職員が本件法人の事業施設を撮影した写真が参考資料として含まれているが、事業施設において撮影された写真及び写真に対する注釈は、実施機関の指導に係る情報であり、当該情報を公にすると、同事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

(2) 本件協議会資料について

協議会資料は、本件協議会において関係事業者から提供された、本件の詳細及び対策の具体的な進捗状況が示された資料であり、本件法人及び関係事業者が対外的にも公にしておらず、また、公にすべき性質のものでもないことから、当該情報を公にすると、本件法人及び関係事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

### 3 審査請求人の主張について

- (1) 不開示とされた部分の理由がここに示されておらず、不開示とした理由、基準があやふやで恣意的である。保護すべき個人情報等を除き、原則として全部開示すべきである。会議は住民代表を交えて開催されており、行政事務の遂行上、非公開にせざるを得ない情報ではない（むしろ水質汚染等の監視など公益上も公開することが望ましい情報である）対象地は事業者が借りている町有地であり、公益性を重視して利用することが求められている。」について

令和3年1月26日付け動愛セ第44号の本件処分に係る通知書に、開示しない部分及びその理由として、「・相手先の担当者の氏名 個人に関する情報で、特定の個人が識別されるため（広島県情報公開条例第10条第2号） ・協議の内容の一部 法人の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人の権利等、正当な利益を害するおそれがあるため（広島県情報公開条例第10条第3号） 公にすることにより、県の事務の適正な

執行に支障を及ぼすおそれがあるため（広島県情報公開条例第10条第6号）」として示しており，上記2で示したとおりである。

(2) 「事業者の競争上の不利益がどのようなものかを示されていない。」について

上記2で示したとおりの理由から，条例第10条第3号に該当すると判断した。

(3) 「条例第10条第7号にいう人の生命，健康，生活等を保護するために公にすることが認められてしかるべき情報である。」について

条例第10条第2号，第3号及び第6号の不開示情報を不開示とする本件処分を行ったものであり，条例第10条第7号に基づくものではないため，同号のただし書は該当しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分の妥当性について

実施機関は，本件請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を条例第10条第2号，第3号及び第6号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し，審査請求人は，保護すべき個人情報等を除く不開示部分の全ての開示を求めていることから，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件復命書の不開示部分

ア 本件復命書は，本件協議会の協議結果を実施機関の職員が，復命として令和元年5月10日及び同年7月17日に報告したものである。

イ 実施機関は，本件復命書に記載された内容のうち，次の情報を不開示とし，次の(ア)に係る情報については条例第10条第2号に該当し，次の(イ)，(ウ)及び(エ)に係る情報については同条第3号及び第6号に該当する旨を説明している。

(ア) 本件法人及び関係事業者等の氏名及び役職

(イ) 「概要」欄の一部

(ウ) その他の協議内容の一部

(エ) 実施機関の職員が撮影した本件法人の施設に係る写真の全部及び注釈の一部

ウ 条例第10条第2号該当性について

上記(1)イ(ア)に係る不開示部分(以下「本件不開示部分1」という。)には、個人の氏名が記載されているから、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの(条例第10条第2号本文前段該当)と認められる。

また、本件不開示部分1は、条例第10条第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

さらに、条例第11条第2項による部分開示が可能か否かを検討すると、本件不開示部分1は、いずれも同項の「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等」に該当するため、部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分1は、条例第10条第2号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

エ 条例第10条第3号及び第6号該当性について

(ア) 上記(1)イ(イ)及び(ウ)について

上記(1)イ(イ)に係る不開示部分には、本件協議会における本件法人の汚水排水問題(以下「本件問題」という。)の経緯等が、上記(1)イ(ウ)に係る不開示部分には、本件問題の詳細、それに対する本件法人及び関係事業者の意見、対策の具体的な進捗状況並びに本件法人の施設の管理方法等が記載されている(これらの不開示部分を以下「本件不開示部分2」という。)

条例第10条第3号は、「法人その他の団体(中略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件不開示部分 2 は、全体としては、本件法人の施設設備や事業運営に関する具体的な情報であることから、これらを公にすることにより、本件法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

ただし、本件不開示部分 2 のうち、次の情報については、公にしても、上記のおそれがあるとは認められない。

- a 本件対象文書において既に開示された部分に記載されている本件法人及び本件法人の施設（以下「本件施設」という。）の名称並びに本件問題に係る情報の一部
- b 本件施設が所在する町が本件問題に対し通常行う対応が記載されている部分
- c 本件対象文書において既に開示された協議会資料に係る情報

上記 a , b 及び c を含む本件不開示部分 2 について、実施機関は同条第 6 号該当についても説明しているため、以下、その該当性を検討する。

条例第 10 条第 6 号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

上記 a , b 及び c は、本件対象文書において既に開示されている情報や本件問題に対し町が通常行う対応が記載されているものであり、公にしても、県の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、本件不開示部分 2 のうち、上記 a , b 及び c は、条例第 10 条第 3 号及び第 6 号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条第 3 号に該当することから、同条第 6 号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 上記(1)イ(エ)について

上記(1)イ(エ)に係る不開示部分には、実施機関の職員が撮影した本件施設に係る写真及び写真に対する注釈が記載されている（これらの不開示部分を以下「本件不開示部分3」という。）。

本件不開示部分3は、本件施設における汚水排水に関する問題についての状況を表す未成熟かつ事実関係の確認が不十分な情報であることから、これらを公にすると、本件法人の社会的信用、社会的評価及び社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分3は、条例第10条第3号に該当することから、同条第6号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件協議会資料の不開示部分

ア 本件協議会資料は、本件協議会において関係事業者から提供されたものである。

イ 実施機関は、本件協議会資料に記載された内容のうち、次の情報を不開示とし、条例第10条第3号及び第6号に該当する旨を説明している。

(ア) 本件問題の対策に係る情報の一部

(イ) 本件施設の排水に係る情報の全部

ウ 条例第10条第3号及び第6号該当性について

(ア) 上記(2)イ(ア)について

上記(2)イ(ア)に係る不開示部分には、本件協議会において関係事業者から提供された本件問題の具体的な対策やその進捗状況に係る情報が記載されている（これらの不開示部分を以下「本件不開示部分4」という。）。

本件不開示部分4は、本件法人の施設設備や事業運営に関する具体的な情報であることから、これらを公にすることにより、本件法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分4は、条例第10条第3号に該当することから、同条第6号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 上記(2)イ(1)について

上記(2)イ(1)に係る不開示部分には、本件協議会において関係事業者から提供された本件施設の排水に係る情報が記載されている(これらの不開示部分を以下「本件不開示部分5」という。)

本件不開示部分5は、全体としては、本件法人の施設設備や事業運営に関する具体的な情報であることから、これらを公にすることにより、本件法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

ただし、当審査会が調査したところ、本件施設が所在する町のウェブサイト等に掲載されている広報誌「みんなの町議会」に、本件施設の排水に係る情報が記載されており、本件不開示部分5のうち、表題部分については、広報誌に記載の情報から推認できるものであり、これを公にしても、上記のおそれがあるとは認められず、県の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、本件不開示部分5のうち、表題部分は、条例第10条第3号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条第3号に該当することから、同条第6号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別表 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

開催日	対象文書	箇所	開示が妥当であると判断する部分
令和元年 5月10日	復命書	1 概要	1行目の1文字目から14文字目 まで 2行目の1文字目から22文字目 まで
令和元年 7月17日	復命書	1 概要	1行目の1文字目から14文字目 まで 2行目の1文字目から22文字目 まで
		2 (4) ウ 二つ目の「・」	1行目の10文字目から26文字目 まで
	協議会資料	3枚目及び 4枚目	各々の表題部分

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年1月6日	・ 諮問を受けた。
令和4年12月22日 (令和4年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年1月31日 (令和4年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年2月28日 (令和4年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年3月28日 (令和4年度第12回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

井 上 嘉 仁 ( 部 会 長 )	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授